

大津市成年後見人等報酬助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始等の審判」という。）を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）であつて、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を支払うことが困難であるものに対し、当該報酬の全部又は一部を助成し、もつて成年後見制度の円滑な利用に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による成年後見人等報酬助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の申請を行う日以前に後見開始等の審判を受けた成年被後見人等であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 報酬付与の審判において決定された報酬対象期間（以下「報酬対象期間」という。）のうち、市内に住所若しくは居所を有している期間又は本市の措置、給付決定等により施設等を利用している期間がある者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定により、市長が審判の請求を行った者

2 助成対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給している者
- (2) 次に掲げる要件に該当する者

ア 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、家庭裁判所が決定した報酬（以下「報酬」という。）の額に500,000円を加えた額を下回る額であること。

イ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない者であること。

3 第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない。

- (1) 成年被後見人等が報酬を支払う能力のある親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）その他の者に扶養されているとき。
- (2) 成年後見人等が助成対象者の親族であるとき。
- (3) 他の市区町村から同様の助成を受け、又は受ける見込みがあるとき。

4 第1項の規定による申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合は、報酬付与の審判において報酬を付与すると決定された成年後見人等に対して助成を行うことができる。

(助成対象期間)

第3条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる者 報酬対象期間のうち、市内に住所又は居所を有している期間(他の市区町村の措置、給付決定等により施設等を利用している期間を除く。)及び本市の措置、給付決定等により施設等を利用している期間
- (2) 前条第1項第2号に掲げる者 報酬対象期間

(助成金の額)

第4条 助成金の基準額（以下「助成基準額」という。）は、成年被後見人等が別表に掲げる施設等に入所又は入院している場合は1月当たり18,000円、その他の在宅の場合は1月当たり28,000円として、助成対象期間に応じて算定した額とする。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 成年被後見人等が第2条第2項第1号に規定する者に該当する場合 報酬の額と助成基準額とを比較して少ない方の額

(2) 成年被後見人等が第2条第2項第2号に規定する者に該当する場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 預貯金等の額が500,000円以下である場合 報酬の額と助成基準額とを比較して少ない方の額

イ 預貯金等の額が500,000円を超える場合 報酬の額から当該超える額を控除した額と助成基準額とを比較して少ない方の額

3 前項の規定にかかわらず、第2条第4項の規定に基づき成年後見人等に対して助成を行う場合の助成金の額は、報酬の額と助成基準額とを比較して少ない方の額（死亡した成年被後見人等の財産から報酬を受けることができる場合は、当該少ない方の額から受け取った額を控除した額）とする。

4 助成対象期間の初日又は末日の属する月において、その月の助成対象期間の日数が1月に満たない場合の助成金の額は、日割りにより計算した額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 現況報告書（様式第1号の2）

(2) 後見事務報告書の写し

(3) 公的年金等の源泉徴収票の写し等の収入状況を証する書類

(4) 預貯金等の額を証する書類（通帳の写し等）

(5) 財産目録の写し等の資産状況を証する書類

(6) 報酬付与の審判書謄本の写し

(7) 登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し（成年後見人等が申請を行う場合に限る。）

(8) 代理権付与の審判決定書の写し（保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。）

(9) 住民票の写し（市内に住所を有する者であって個人情報の利用に係る同意をしたもの、市内に住所を有する者又は生活保護受給者である場合を除く。）

(10) 保護決定通知書の写し（生活保護受給者の場合に限る。）

(11) 扶養の親族等に関する所得証明書等の写し（親族等が成年被後見人等を扶養している場合に限る。）

(12) 施設等に入所又は入院している期間が分かる資料（施設等に入所又は入院している場合に限る。）

(13) 死亡日時を確認することができる書類の写し（成年被後見人等が死亡した場合に限る。）

3 助成金の交付の申請ができる者は、助成対象者又はその代理人としての成年後見人等（第2条第4項の場合にあっては、成年後見人等）とする。

4 第1項に規定する交付申請書の提出期限は、報酬付与の審判のあった日の翌日から起算して60日以内とする。

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、成年後見人等報酬助成金交付請求書（様式第4号）とする。

2 助成金の交付の請求ができる者は、助成対象者又はその代理人としての成年後見人等（第2条第4項の場合にあっては、成年後見人等）とする。

（取消通知書）

第8条 規則第19条第4項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（返還通知書）

第9条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は成年後見人等報酬助成金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に後見開始等の審判又は報酬付与の審判を受けた成年被後見人等について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に後見開始等の審判を受けた成年被後見人等について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設

4 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する次の施設

(1) 特定施設又は地域密着型特定施設

(2) 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設

(3) 介護老人保健施設

(4) 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けているもの）

5 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設

6 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設（病院、診療所等）

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅